

第 1 2 号議案

東備西播定住自立圏形成推進協議会規約の一部を 改正する規約の制定について

東備西播定住自立圏形成推進協議会規約の一部を改正する規約を次のとおり制定したい。

平成 2 3 年 3 月 2 3 日

東備西播定住自立圏形成推進協議会
会長 豆 田 正 明

記

東備西播定住自立圏形成推進協議会規約の一部を改正する規約

東備西播定住自立圏形成推進協議会規約の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「会長が指名する。」を「、備前市長、上郡町長がこれにあたる。」に改める。

第 9 条第 1 項中「会長、副会長を除く委員の互選によって定める。」を「備前市議会議長、上郡町議会議長がこれにあたる。」に改める。

附 則

この規約は、平成 2 3 年 3 月 2 3 日から施行する。

東備西播定住自立圏形成推進協議会規約の一部を改正する規約新旧対照表

下線は改正部分を示す

現 行 規 約	改 正 規 約
(副会長) 第8条 副会長は<u>会長が指名する。</u> 2 略 (監事) 第9条 監事は、<u>会長、副会長を除く委員の互選によって定める。</u> 2 略	(副会長) 第8条 副会長は、<u>備前市長、上郡町長がこれにあたる。</u> 2 略 (監事) 第9条 監事は、<u>備前市議会議長、上郡町議会議長がこれにあたる。</u> 2 略